

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 11 月 28 日

岡山地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 岡山地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 11 月 28 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 6 年 4 月 8 日から令和 6 年 6 月 24 日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

森本龍生、藤坂浩二が氏名不詳者らと共に謀し、氏名不詳者らが運営する闇金融が顧客に高利による貸付けを行った上、あらかじめ不正に入手した他人名義の口座に返済金を振込送金させ、前記森本らがその口座のキャッシュカードを現金自動預払機に挿入して現金を引き出した行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 闇金融の顧客が返済金を振込送金した預貯金口座

金融機関名（支店、支所）、口座名義、口座（記号）番号の順に記載

イオン銀行カサブランカ支店、及川 久司、0709112

イオン銀行カサブランカ支店、大平 宏行、0630219

イオン銀行ガーベラ支店、浜田 拓郎、0673278

イオン銀行サクラ支店、新田 俊幸、0675882

イオン銀行サファイア支店、本釣 隆、3395951
イオン銀行シクラメン支店、遠藤 年和、0613876
イオン銀行ポピー支店、遠藤 南、0678402
イオン銀行ポピー支店、宮下 雅士、0555396
ゆうちょ銀行、三宅 弘樹、14370-75983961
ゆうちょ銀行、太田 尚輝、18260-19017201
ゆうちょ銀行、庄司 英雄、10510-94497471
ジャパンネット銀行はやぶさ支店、桑名 明邦、1989655
北海道銀行糸井支店、遠藤 年和、1006803
みずほ銀行九条支店、竹本 海十、3043612
三菱UFJ銀行柏支店、庄司 英雄、0611447
三菱UFJ銀行岐阜支店、山口祐里恵、0205745
三菱UFJ銀行西院支店、大村 孝、0815080
三菱UFJ銀行広島支店、宮内 大樹、0791529
武蔵野銀行与野支店、加藤 大翔、1140355
山形銀行本荘支店、太田 直希、0359742
能登農業協同組合珠洲支店、新田 俊幸、0000432
佐賀県農業協同組合川副中央支所、平田 太一、0112368
佐賀県農業協同組合とすきた支所、藤本 楓翔、0080265
とまこまい広域農業協同組合苦小牧支所、遠藤 年和、0036553

PayPay銀行かわせみ支店、女淵 雄也、6418654

PayPay銀行つばめ支店、藤本 楓翔、2037053

PayPay銀行つばめ支店、庄司 英雄、7011580

PayPay銀行つばめ支店、河野 颯人、5164809

PayPay銀行つばめ支店、佐々木拓馬、6575601

PayPay銀行つばめ支店、星崎 友貴、6258955

(2) 闇金融が使用したラインアカウントの登録名 たかさか、たか

5 開始決定の時における給付資金の額 金77万2,000円

6 支給申請期間 令和7年11月28日から令和8年1月27日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 岡山地方裁判所

(2) 裁判年月日 ア 令和7年2月27日

イ 令和7年9月1日

(3) 確定年月日 ア 令和7年3月14日

イ 令和7年9月17日

(4) 被告人の氏名 ア 森本 龍生

イ 藤坂 浩二

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

第1 被告人森本龍生、同藤坂浩二は、氏名不詳者らと共に謀の上、不正に入手した他人名義の

キャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、令和6年4月10日から同月11日までの間、3回にわたり、前記森本が現金自動預払機に他人名義のキャッシュカードを挿入して作動させ、現金合計26万6,000円を引き出し

第2 前記森本は、氏名不詳者らと共に謀の上、前同様に考え、同年6月21日から同月24日までの間、6回にわたり、前記森本が現金自動預払機に他人名義のキャッシュカードを挿入して作動させ、現金合計50万6,000円を引き出し

窃取した。

(罪名) 窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8番1号

岡山地方検察庁捜査支援室

電話番号086-224-5651（内線3362）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める处分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（岡山地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害

を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（岡山地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。